

谷戸学童クラブの運営事業者の選定及び延長保育の開始
に伴う延長保育料等の考え方について

平成20年10月から谷戸学童クラブの運営を委託する事業者について、次のとおり選定した。
また、委託の開始にあたり延長保育を実施することから、延長保育料等の考え方を定めた。

1. 選定事業者 株式会社日本保育サービス 新宿区高田馬場2-16-11

※ 決定までの経過及び今後のスケジュール

平成19年11月～	保護者説明会(平成20年5月まで8回開催)
平成20年3月	事業者募集(7事業者が応募)
5月	事業者選定
6月～	三者協議会開始(保護者・事業者・区)
8月中旬～	引継ぎ
10月～	運営開始

2. 延長保育料等の考え方

(1) 委託開始後の保育時間

	現行の保育時間	委託後の保育時間	
		基本保育時間	延長保育時間
月曜日～金曜日	放課後～18時	放課後～18時	
土曜日・学校休業日	8時30分～17時	8時30分～18時	18時～19時

(2) 延長保育料の考え方

〈月額〉現行保育料(4,400円)にかかる1時間あたりの額を算出し、年間延長保育時間を乗じた額から月額を算定する。

〈日額〉急な残業等に対応するため、週1回、月4回程度の利用を想定し、月額を限度に算定する。

(3) 延長保育料の額

〈月額〉2,000円

〈日額〉500円(月額を限度)

(4) 減免の取り扱い

現行保育料と同様に、生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯を対象とする。

(5) 条例等の改正

延長保育の実施及び延長保育料の設定について、中野区立学童クラブ条例及び同施行規則の一部改正手続きを予定する。